

あなたは大丈夫？

未成年者の契約トラブル

息子から、中古車を買いたいと母親のわたしに相談がありました。息子は雑誌を見て遠方の店に出掛けその場で契約してきた。後日、父親が契約を知るところになり、「遠方の店で購入すると故障した時に対応してもらえないから解約するように」と言われた。息子も納得したので解約したいと言っている。

○未成年者は法律で保護されています

未成年者（20歳未満の者、ただし結婚すれば20歳未満でも成人とみなされます）は、社会的経験も浅く、利害を判断する知識や能力もまだ十分とはいええず、思わぬ不利益を受けることがあります。そのため民法では、未成年者を保護するための制度を設けています。

○解決へのプロセス

法定代理人（両親、親権者、後见人）の同意を得ない契約は取り消すことができます。親権は共同行使が原則なので、両親がいる場合は、両親の同意が必要です。



ただし、次のような場合には、契約の取り消しができません。

①小遣いとして渡されている範囲で契約した場合。分割払いの場合は代金総額とされています。

②法定代理人があらかじめ、未成年者の営業を許可している場合に達している、親の同意を得ているなど、積極的に相手とだまして契約した場合。ただし、未成年者であることを告げてい

れば、事業者が親に承諾を確認しなければなりません。

④親権者や本人が成人後に、代金を支払うなどして追認した場合。ただし、銀行からの自動引き落としだけでは、追認には当たらないとされています。

事業者に対する未成年者取り消しの意思表示は、その形式を問いませんが、証拠を残すため配達記録郵便で送付しましょう。

▼問い合わせ 市民サービスG
(☎ 853491)

人が輝き まちがときめく

仲間たち Group

民謡こだま会

『民謡こだま会』は、市内に住む民謡の愛好者を中心に、昭和45年4月に結成。会の名称の由来は『大きな声を出して歌うと、こだまに帰る』というところから名付けられました。

現在、会員は60代から80歳代までの15人。市民会館を活動拠点として、毎週月曜日の18時から21時まで練習に励んでいます。

「民謡は古くから日本各地方で愛され、歌い継がれている歌です。北海道で言えばソーラン節や北海道盆歌などが有名ですね。同じ民謡でも歌う人の声質によって、声の高い人、低い人、太い人、それぞれの味があります。会では、声質によって三味線の演奏を合わせ、その方の個性を大切にしています」と話すのは、代表の小川つた子さん。



古くから愛されている民謡をこれからも歌い継いでいきたい



「会では、年間の参加行事として『江差追分地区大会』や『登別市長杯争奪民謡大会』、春・秋の『民謡発表会』などにも積極的に出場し、日ごろの練習の成果を披露しています。歌に自信のない方も、三味線や尺八を演奏したり、民謡に合わせて踊ったり、いろいろな参加の仕方ができますよ」と小川さんは入会を呼び掛けていました。

昨年4月に友人に誘われて入会した竹田勝美さんは、「それまであまり民謡を聞いたことがありませんでしたが、三味線や尺八の音色に聞きほれて入会しました。このすばらしい民謡をもっと多くの方と一緒に歌い続けていきたいですね」と話してくれました。

入会を希望される方は、小川さんまでどうぞ (☎ 856438)。